

犯罪被害者などへの支援について考えてみませんか

- ① 問合せ…(公社)にいがた被害者支援センター上越電話相談(☎025-522-3133)
市民安全課(☎025-520-5661)

11月は「被害者支援を考える月間」です。この機会に犯罪被害者などへの支援について考えてみませんか。



●犯罪被害者などが受ける影響

犯罪被害者やそのご家族は、犯罪行為による「直接的被害」だけでなく、他者からの心ない言動や過剰な報道、経済的な困窮、心身の不調などの「二次的被害」に苦しみ、再被害への不安を抱きながら生活する場合もあります。

●社会全体で支えましょう

無関心や無理解から行われる誹謗中傷などの「二次的被害」により、社会的に孤立してしまうこともあります。犯罪被害者などが置かれている状況を理解し、気持ちに寄り添うことで、支えになることができます。

●被害に遭ったら一人で悩まず相談を

心配なこと、不安なことなど、一人で悩まず相談してください。

詳しくは



令和6年度の体育施設の年間予約

- ① 申し込み・問合せ…スポーツ推進課(☎025-545-9246)

■使用期間

- 学校体育施設・一般体育施設(屋内)
令和6年4月1日(日)～令和7年3月31日(日)
- 一般体育施設(屋外)
令和6年4月1日(日)～11月23日(土)・(日)

■申請申請書に必要事項を記入し、スポーツ推進課または各総合事務所教育・文化グループへ。申請書は申請先にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

※他の希望者と重複した場合、希望に添えない場合があります

●大会や行事などで使用する場合(単発利用)

■団体や町内会、学校などが主催する各種大会・行事などで、期日が決まっているもの(年間を通じた活動を除く)

■12月8日(金)まで(抽選)

●定期的に使用する場合

■次の全ての条件を満たす団体

- ①市民または市内に勤めている人で構成され、団体の代表者が成人である団体
- ②年間を通じて、おおむね週1回以上スポーツ活動を行う団体

■11月17日(金)まで(抽選)

詳しくは



秋季火災予防運動

期 間 11月9日(木)～15日(水)

全国統一防火標語

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

●暖房器具の取り扱いにご注意ください

これからの季節は、暖房器具などの火気を使用する機会が増えます。器具が正常に作動するか、周りに燃えやすい物がないか、使用前に点検しましょう。また、万が一の際にすぐ消火できる準備を整えましょう。



自宅や地域を火災から守るため、火の取り扱いに十分注意してください。

●住宅防火 いのちを守る10のポイント

○4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすい物を置かない。
- ③ガスコンロを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

○6つの対策

- ①火災の発生を防ぐため、ストーブやガスコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。

- ③火災の拡大を防ぐため、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

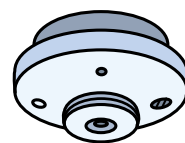
■危機管理課(☎025-520-5667)、

上越地域消防局予防課(☎025-545-0230)

●住宅用火災警報器は10年経ったら取り替えを

電池切れや内部の電子部品の劣化などで寿命を迎えた火災警報器が増えています。

定期的に点検し、10年を目安に交換しましょう。交換する場合は、より安全性の高い「連動型住宅用火災警報器」がお勧めです。



■上越地域消防局予防課(☎025-545-0230)